

地域再生計画（案）の概要

●地域再生計画の目的

「広域分散型の居住形態」、「人口減少・少子高齢化」、「公営住宅の老朽化」、「公共交通の維持負担」という地域課題を踏まえ、「コンパクトシティゆーばりの推進」をテーマに掲げ、都市機能の集約化・高度化と生活交通ネットワークの整備を図ることで、地域の再生を目指す

●具体的な事業

市営住宅の再編、計画的な建て替え・改善	清水沢地区の建て替えによる再編整備
	「夕張市営住宅等長寿命化計画」に基づいた計画的な建て替え・改善
	道営住宅（北海道）とも連携した安全・安心の住宅供給
	市営住宅の再編・集約化・維持改善・計画的用途廃止
都市施設の整備・再配置	旧小学校中学校（旧幌南中学校、旧緑小学校、旧緑陽中学校、旧のぞみ小学校）の廃校施設の利活用の促進
	他世代交流・地域福祉の場となるコミュニティ拠点の形成
	清水沢地区整備（公園改修、道路整備）
交通拠点・交通基盤整備	DMV の導入に向けた検討
	南清水沢地区における交通結節点整備
	デマンド交通の試験導入
	バス路線の見直し検討
交通とまちづくりに係るソフト事業	商業施設・民間借家の誘致
	交通利用ガイドマップの作成
	敬老パスの継続と改善
	DMV 運転士育成事業（免許取得支援事業）

特定地域再生事業費補助金

(平成25年度当初予算：3億円)

【対象テーマ】

- ① 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
- ② 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

【対象事業】

(1) 特定地域再生計画策定事業

特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るために実施する調査等。

(事業主体)：地方公共団体

(補助率)：定額補助

(上限)：1000万円/件

(2) 特定地域再生計画推進事業

地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人[※]として指定された者が、特定政策課題の解決のために実施する地域再生計画に記載された事業(ハード事業及びソフト事業ともに対象)。

[※]非営利法人を地方公共団体が地域再生法人として指定する

(事業主体)：地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者

(補助率)：1/2

(上限)：なし

<補助対象例>

- 複数施設の統合化
- 既存遊休施設の改修
- コミュニティバスの購入
- 長期型専門家派遣
- 高齢者・女性の就業支援
- 複業化、マルチ人材育成支援
- エネルギー・マネジメント、資源リサイクル等人材の育成支援等